

第八条の二第二号を削り、同条第三号中「第七条第三号又は第四号」を「第七条第二号又は第三号」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 心身の故障により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うことができない場合に該当するものとして国土交通省令で定める場合に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族

第九条第一項第二号中「前条」の下に「(第三号に係る部分を除く。次号において同じ。)」を加え、同項第三号中「同条各号に掲げる場合のいずれか」を「同条第一号又は第二号に掲げる場合」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消すことができる。

一 前条(第三号に係る部分に限る。次号において同じ。)の規定による届出があつたとき。
二 前条の規定による届出がなくて同条第三号に掲げる場合に該当する事実が判明したとき。
第十条の二の二第五項中「第九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十条の二三第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 心身の故障により講習事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
第十条の三十六第一項中「第五号」を「第四号」に改める。
第二十二條の三第二項中「この場合において」の下に「、第十条の二三第五号中「講習事務」とあるのは「第二十二條の二の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」とを加え、「講習事務」とあるのは「第二十二條の二の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」とを削る。

第二十三條の四第一項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同項第五号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 心身の故障により建築士事務所の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
第二十三條の四第二項第一号中「第八條各号」を「第八條第一号又は第二号」に改める。
第二十六條第一項第二号中「第六号」の下に「第七号」を加え、「第七号」を「第八号」に、「第八号又は第九号」を「第九号又は第十号」に改める。

第二十六條の五第二項中「この場合において」の下に「、第十条の二三第五号中「講習事務」とあるのは「第二十四條第二項の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」とを加え、「講習事務」とあるのは「第二十四條第二項の講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)」とを削る。

第三十八條第五号中「第十条の二十四第一項第一号」を「第十条の二三第五号」に改める。
第四十四條第一号中「第八條の二」の下に「(第三号を除く。)」を加える。
(港湾法の一部改正)

第四十七條 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。
第四十三條の十一第七項第一号中「次号」を「以下この項」に改め、「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、同項に次の一号を加える。

三 役員のうち、心身の故障により埠頭群の運営の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものがあること。

(海事代理士法の一部改正)

第百四十八條 海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第二号を削り、同条第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 心身の故障により海事代理士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
第十二條の見出しを「登録の抹消」に改め、同条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに、まつ消し」を「抹消」に改め、同条第三号中「から第四号までの二」を「、第三号又は第五号のいずれかに」に改める。

(港湾運送事業法等の一部改正)
第百四十九條 次に掲げる法律の規定中「又は成年被後見人」を削る。

一 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第六條第二項第四号
二 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第七條第七号、第四十九條第二項第三号及び第七十九條の四第一項第三号

三 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第八十條第一項第二号ハ
四 自動車タミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)第五條第三号
五 小型船造船業法(昭和四十一年法律第九十九号)第七條第一項第三号
六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第五條第三号

(宅地建物取引業法の一部改正)
第百五十條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号を次のように改める。
一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第五條第一項中第九号を第十五号とし、第八号の二を第十四号とし、同項第八号中「第五号」を「第十号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号中「第五号」を「第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号を第十一号とし、第五号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
第五條第一項中第四号を第八号とし、第三号の三を第七号とし、同項第三号の二中「第十八條第一項第五号の二」を「第十八條第一項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号の三を第四号とし、第二号の二を第三号とする。

第十八條第一項第二号を次のように改める。
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第十八條第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の三を第八号とし、第五号の二を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号の三中「第五條第一項第二号の三」を「第五條第一項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

十二 心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十一条第二号中「又は第三号から第五号の三まで」を「から第八号までのいずれかに改め、同条第三号中「第十八条第一項第二号」を「第十八条第一項第十二号」に、「その後見人又は保佐人」を「本人又はその法定代理人若しくは同居の親族」に改める。
第四十七条の二の次に次の一条を加える。

(宅地建物取引業の業務に関し行つた行為の取消しの制限)

第四十七条の三 宅地建物取引業者(個人に限り、未成年者を除く。)が宅地建物取引業の業務に関し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。
第五十条の二の五第一項第三号イ中「第三号又は第三号の二」を「第五号又は第六号」に改め、同号に次のように加える。

ハ 心身の故障により指定流通機構の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十二条第七号イを次のように改める。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十二条第七号に次のように加える。

ホ 心身の故障により手付金等保証事業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十四条の二第一項第四号イ中「第四号」を「第八号」に改め、同号に次のように加える。

ハ 心身の故障により宅地建物取引業保証協会の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十六条第一項第一号中「第三号から第三号の三まで又は第八号の二」を「第五号から第七号まで、第十号又は第十四号のいずれか」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「第三号の三まで」を「第七号まで又は第十号」に改める。

第六十六条の二第一項第一号及び第二項第一号中「第五号の三まで」を「第八号まで又は第十二号」に改める。

(旅行业法の一部改正)

第一百五十一条 旅行业法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障により旅行業若しくは旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの」に改める。

第二十六条第一項第一号中「第八号まで」を「第四号まで又は第八号」に改め、同項第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第六条第一項第一号から第四号まで又はこの項第四号のいずれかに該当するもの

三 心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

四 法人であつて、その役員のうち第六号第一項第一号から第四号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

第二十八条第二項中「第六号まで」を「第四号まで若しくは第二十六条第一項第二号若しくは第三号」に改め、同条第五項中「第六号まで」を「第四号まで並びに第二十六条第一項第二号及び第三号」に改める。

第三十七条第一項第二号中「第五号から第八号まで」を「第八号若しくは第二十六条第一項第二号から第四号まで」に改める。

第四十一条第一項第五号中「又は第六号」を削り、同項に次の一号を加える。

六 申請者の役員のうち心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者がいないこと。

第五十八条第二項中「第四十一条第一項第五号」の下に「若しくは第六号」を加える。
(土地区画整理法の一部改正)

第一百五十二条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第五項中「又は第三号」を削る。

第六十三条第四項第二号を削り、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とする。
(空港法の一部改正)

第一百五十三条 空港法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第一百五十四条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二号を削り、同条第三号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、

同号を同条第二号とし、同条第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条に次の一号を加える。

七 心身の故障により鑑定評価等業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第十九条第一項第一号中「とき」を「とき」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第十六条第三号から第五号までの二」を「第十六条第二号から第四号までのいずれか」に、「とき」を「とき」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 第十六条第七号に該当するに至つたとき 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族第二十五条第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第三号中「第十六条第六号又は第七号」を「第十六条第五号又は第六号」に改め、同条第六号中「又は成年被後見人」を削る。

第六十一条中「第十九条第一項」の下に「第三号を除く。」を加える。
(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第一百五十五条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号を次のように改める。

三 申請者の役員のうち、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者がいないこと。

第七条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項に次の一号を加える。

五 申請者の役員のうち、心身の故障により船員雇用促進等事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものがないこと。

第十八条第二項中「若しくは第四号」を「から第五号まで」に改める。